

「平成28年鳥取県中部地震災害義援金」募集要綱

社会福祉法人鳥取県共同募金会

1 趣旨

平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震により、県内各地において負傷者の人的被害をはじめ、家屋の倒壊等市民の生活を脅かす大きな被害が発生し、倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町には災害救助法が適用されました。

鳥取県共同募金会（以下「本会」という）は、この災害で被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

「平成28年鳥取県中部地震災害義援金」

3 義援金募集期間

平成28年10月25日（火）から平成28年11月25日（金）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
山陰合同銀行	湖山出張所	(普) 3607893	社会福祉法人鳥取県共同募金会 会長 清水昭允
鳥取銀行	湖山支店	(普) 0003891	
ゆうちょ銀行	現在申請中		

※上記の銀行については、同じ銀行の本店、支店窓口からの振込手数料はかかりません。

窓口にて「平成28年鳥取県中部地震災害義援金」である旨、お申し出ください。

※上記以外の金融機関からの振込みの場合は、手数料がかかります。

※鳥取県共同募金会では、ゆうちょ銀行への振込について現在申請中です。

※現金書留による送金については、現在申請中です。

5 領収書の発行

寄付者が、義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付してください。

後日、本会より希望者に領収書を発行します。

6 義援金の配分

本会でとりまとめた義援金は、鳥取県、日本赤十字社鳥取県支部、NHK鳥取放送局、本会等で構成される義援金配分委員会において決定し、鳥取県より被災者へ配分します。

7 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当し、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証等に本「平成 28 年鳥取県中部地震災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類への添付などが必要になります。

8 その他

- ① 物品の受付は行いません。
- ② この要綱は平成 28 年 10 月 25 日から施行する

問い合わせ先

社会福祉法人鳥取県共同募金会

電話 0857-59-6350 FAX 0857-59-6340

E-mail akaihane@tottori-wel.or.jp